

第1章 計画の概要

1. 計画策定の目的と改定のポイント

(1) 本計画の策定目的と概要

石川県住生活基本計画とは、今後の石川県の住生活の安定および質の向上のための基本理念、目標、推進すべき施策等を定め、住宅政策を計画的かつ総合的に推進していくための計画である。

本県では、平成18年6月の「住生活基本法」の施行および平成18年9月の「住生活基本計画（全国計画）」の策定を受けて、平成19年6月に、平成18年度から平成27年度までを計画期間とする「石川県住生活基本計画」を策定、平成24年3月には、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする「石川県住生活基本計画2011」に改定し、各種の施策を実施してきた。

この計画においては、「住宅事情や社会経済情勢の変化に対応するため、おおむね5年後に適切な政策評価を実施し、計画の見直しを行う」とこととしている。

今般、計画期間の1/2が経過し、人口減少や少子高齢化のさらなる進展、空き家の増加など住宅政策を取り巻く状況は大きく変化しつつある。また、平成28年3月には国が定める「住生活基本計画（全国計画）」の改定がなされた。

これらを踏まえ、時代の変化やニーズに的確に対応し石川県の住生活のより一層の安定および向上を図ることを目的として、「石川県住生活基本計画2011」を改定する。

(2) 改定のポイント

計画の改定にあたっては、基本理念は旧計画を踏襲しつつ、全国計画に即して、以下の三つの視点を重視した。

①「ひと」の視点（住む人に着目した住宅の提供）

少子高齢化が進行していることから、高齢者、子育て世帯などが安心して生活できる地域社会の実現を進める。

②「住まい」の視点（住宅の質の向上、流通促進）

住宅の長寿命化や環境負荷軽減の観点から、良質な住宅の新築を推奨するとともに、既存住宅については、適切な維持管理やリフォームを推進することで、後世に良質な住宅ストックを継承する。

また、中古住宅の流通促進を図ることで、増加している空き家対策を進める。

③「まち・地域」の視点（住宅を取り巻く住環境整備）

地域の良好な環境や地域の価値を維持・向上させるために、地域防災力を高めるとともに、住まい・まちづくりの担い手を育成し、地域の活性化に取り組む活動を支援することを通じて地域を元気にする仕組みを構築する。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間とする。ただし、住宅事情や社会経済情勢の変化に的確に対応するため必要がある場合は、おおむね 5 年後に適切な政策評価を実施し、計画の見直しを行う。

2. 本計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項に規定する、「都道府県の区域内における住民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画」として位置付ける法定計画であり、全国計画に即して策定を行っている。

また、「石川県長期構想」はもとより、防災、福祉、子育て支援、都市計画、景観形成、まちづくり等、住宅政策に関連する関連部局の長期計画等と整合を図り、計画に反映している。

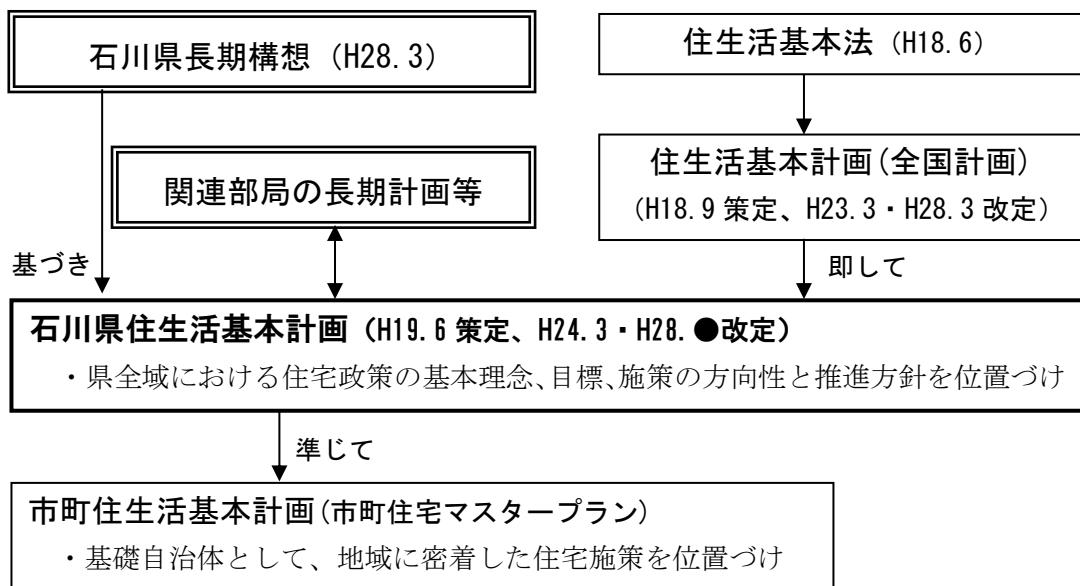


図 1-1 本計画の位置づけ

なお、本計画を、市町が実施する住宅政策はもとより、県民や住民組織、N P O 等による住まい・まちづくり活動の参考として有効に活用されることを期待する。

3. 住宅政策に関する各主体の役割

住宅施策に関する県民、住民組織、住宅関連事業者、住宅関連団体、地方公共団体の役割は、以下のとおりである。

(1) 県民の役割

住宅は、県民自らのライフスタイル、ライフステージに基づいて選択される個人資産であるとともに、地域のまちなみの構成要素や地域活動の基盤といった公共性も有している。県民は自らの努力によって居住環境、住生活を豊かなものにすると同時に、それを後世に引き継いでいくという、住宅政策において最も重要な役割を果たす。

県民には、住生活基本法の理念を正しく理解するとともに、豊かな住生活と居住環境の実現に向けて、主体的かつ積極的な取組みが求められる。県や市町、住宅関連事業者等が提供する情報を適切に選択し、住宅の消費者として正しい知識とよいものを見極める目を養い、自らの責任のもとで住宅を選択、管理していくことが必要である。

また、省エネ社会や環境負荷軽減等への関心の高まり等を受けて、良質な住宅を建設することや、既存住宅のリフォームや修繕を行なうこと、住宅の維持管理を適切に行なうことなど、住宅を長く大切に使うことに対する高い意識を持つことが重要である。

(2) 住民組織の役割

良質で快適な居住環境を形成し維持するためには、県民が積極的に地域活動やまちづくりに参加し、自らが暮らしている地域の環境を良くするための取組みを継続することが必要不可欠である。

地域活動やまちづくりの主要な担い手である自治会、町内会、まちづくり組織、NPO等にあつては、県民、行政、民間事業者などの多様な主体との連携・協働によるパートナーシップのもとで、積極的に活動に取り組み、石川県の良質で快適な住まい・まちづくりの実現に寄与することが期待される。

(3) 住宅関連事業者の役割

市場における住宅の供給は、その大部分が民間の住宅関連事業者によりなされていることから、住宅関連事業者が良質な住宅ストックの形成、豊かな居住環境の構築のための社会的な責務を有する主体であるとの自覚を持ち、積極的な取り組みを実施することが重要である。

住宅関連事業者は、住宅等の供給者として高い職能の獲得・研鑽を行うとともに、本計画をはじめとする各種計画等、指針、条例、法律の理念や内容を十分に理解し、必要に応じて国や県、市町との連携を行いながら、良質な住宅の整備や管理、県民への情報提供を行なうことが求められる。

(4) 住宅関連団体の役割

良質で快適な住まい・まちづくりの実現のためには、県民や住民組織の活動や、行政による政策的対応だけではなく、専門的な立場からの支援やサポートが必要である。

建築、まちづくり、不動産などに関する、専門知識や技術、蓄積されたノウハウ、組織力と人的ネットワークをもつ住宅関連団体においては、県民に対する支援や行政への協力など、積極的な連携と協働が期待される。

(5) 地方公共団体の役割

地方公共団体は総合的な行政主体として、他の地方公共団体、住宅関連団体、住宅関連事業者、住民組織、県民と協力、連携しながら、地域の住宅事情の実態や地域の特性を踏まえたきめ細やかな住宅政策を展開していく必要がある。その際、まちづくり施策、福祉施策、子育て支援施策、地域活性施策等の住生活に深く関わる分野との連携を図りながら、総合的に住宅施策を推進する。

(5) – 1 市町の役割

地域の住まいづくり・まちづくりの基礎的主体として、地域の住宅需要や県民のニーズを的確に把握するとともに、歴史・文化等の特性を反映し、自主性と創意工夫を活かした豊かな居住環境の構築を目指す。その実現のために、本計画に準じた市町住生活基本計画（市町住宅マスターplan）を策定することにより、計画的に地域に根ざした住まいづくり・まちづくり施策を展開する。

子育て支援や高齢者福祉、空き家対策、住宅困窮者への対応、定住・交流人口の拡大、防災性の向上や良好なまちなみの形成等、幅広い視点に基づき、地域に密着した住まいづくり・まちづくり施策を実施する。

(5) – 2 県の役割

県は、他の政策分野と連携しつつ、県全域における住宅政策の基本理念、目標、施策の方向性と推進方針を提示する。

住宅政策の推進のため、原則として広域的・補完的な観点に基づき施策を実施する。各主体の活力を最大限発揮するため、県民、住宅関連事業者や市町に対して必要がある場合には支援を行うとともに、的確な連携を実施するなど、総合的な役割を果たす。市町に対しては住宅政策の指導、助言を行い、一体的に住宅施策を実施する。

また、住まいづくり・まちづくりに関する情報の提供や普及啓発、市場の適正な誘導を行う。